

地域自殺対策強化交付金事業の補助率等をぜひ見直し・充実を！

京丹後市長 中山 泰

以下の点、ぜひ見直し・充実をお願いしたい。

- 1 事業メニュー及び補助率を再考し、地域の実状に応じて柔軟にメニュー選択することが促され、かつ、中期的な展望の持てる事業展開への支援（その割合・メニュー）を充実・強化すること。

特に、例えば啓発事業などは未対策の自治体の入口施策でもあるのに負担付きだと前向きな動機が後退しかねないし、若年層対策など広く普及すべき対策も押し留められるなど、「対策強化」への考え方に一貫性がない。

- 2 地方自治体の予算編成前における的確な情報提供を行うこと。

（理由）

- 地方自治体においては、厳しい財政状況にある中、平成 21 年度からは 地域自殺対策緊急強化基金を、平成 27 年度からは 地域自殺対策強化交付金を財源の拠り所とし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」のため、懸命な取り組みを実施している。
- 自殺総合対策は、施策の検証・評価を行いながら、中長期的視点に立った継続的な事業の実施及び事業を維持するための財源が必要。
- このような中、国においては、当初、地方負担なしの補助率 10 分の 10 の基金事業から、平成 27 年度には地方負担が発生する事業別の補助率を設定され、平成 28 年度からは平成 27 年度地域自殺対策強化交付金事業における 検証・評価などが実施されていない中で、さらに地方負担が増加する補助率の減額を示された。
- 自殺者は全年齢層にわたり、原因・動機も多岐にわたりますが、補助事業メニューが限定され地域の实態に即した柔軟な対策の実施が困難な中、毎年、対象事業や補助率が目まぐるしく変更される現状は、地方負担の増加による自治体間格差を増幅するとともに、地域レベルの実践的な対策は見直し・縮小を余儀なくされ、対策を後退させる状況にあると言わざるを得ない。
- 今般の自殺対策基本法の改正案では、今後、地方自治体に「いのち支える自殺対策行動計画」策定の義務付けが謳われ、これは大変重要で欠かせないことであり、できる限り充実した計画策定とその推進に尽くしていく所存。しかしながら、毎年国の方針が見直される状況では、計画化が困難となり、行動計画の策定は覚束無くなる強い懸念。
- また、今回の事業の見直しは、平成 27 年 6 月 2 日に参議院厚生労働委員会において全会一致で採択された「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」に逆行する内容であり、とても看過できない。
- 今後、都道府県や市区町村、民間団体等の意見をしっかりと聞いた上で、あらためて「継続的な事業の実施及び事業を維持するために適当な補助率」について再検討していただきたい。

平成27年度

●市町村事業における負担割合

事業区分	事業内容	負担割合		
		国	京都府	市町村
若年層対策事業	(1) 若年層向け相談会の実施	10/10	-	-
	(2) 若年層に対する訪問相談等			
	(3) 若年層向け相談窓口の設置（電話、メール、SNSによるものを含む。）			
	(4) 若年層に対する相談者等（指導者を含む。）の養成（教職員、スクールカウンセラー等を含む。）			
	(5) 若年層の自殺対策に携わる人材を養成するための事業（若年層に対するゲートキーパー養成研修会等を含む。）			
	(6) 自殺予防に関する啓発（対象を若年層向けに限定。啓発には自殺予防教育等を含む。配布物を作成する場合はリーフレット、パンフレット等に限定。）			
	(7) (1)～(6)を実施するに当たって必要となる周知等（本事業の実施には、本事業を実施するに当たって必要となった(1)～(6)のいずれかの事業と併せて実施することが必要。周知のための配布物を作成する場合はポスター及びチラシに限る。）			
経済情勢対策事業	(1) 経済・生活問題等に関する相談会の実施	3/4	1/8	1/8
	(2) 経済・生活問題等に関する訪問相談等			
	(3) 経済・生活問題等に資する相談窓口の設置（電話、メール、SNSによるものを含む。）			
	(4) 経済・生活問題等に関する相談者等（指導者を含む。）の養成			
	(5) 経済・生活問題等に関する自殺対策に携わる人材を養成するための事業			
	(6) (1)～(5)を実施するに当たって必要となる周知等（本事業の実施には、本事業を実施するに当たって必要となった(1)～(5)のいずれかの事業と併せて実施することが必要。周知のための配布物を作成する場合はポスター及びチラシに限る。）			
その他地域の実情に応じて強化すべき自殺対策事業	(1) 自殺のハイリスク者（自殺未遂者に限る。ただし、ハイリスク地以外での一時的避難場所（シェルター）の提供に関しては、この限りではない。）に対する支援の実施	10/10	-	-
	(2) 自殺のハイリスク地（自殺多発地域）における対策の実施（一時的避難場所（シェルター）の提供を含む。ただし、(1)で定めるものを除く。）			
	(3) 突発的な災害等により、自殺に対するリスクが高まった場合に対応するための自殺対策事業			
	(4) 相談会の実施	3/4	1/8	1/8
	(5) 訪問による相談等			
	(6) 相談窓口の設置（電話、メール、SNSによるものを含む。）			
	(7) 前夜サロン、自死遺族のための分かち合いの会等の実施			
	(8) 行政機関等の相談担当者やNPO・ボランティア等の自殺対策に携わる人材を養成するための事業			
	(9) 一般住民に対するゲートキーパー養成研修会等自殺対策に資する人材を養成するための事業			
	(10) (8)及び(9)（(8)及び(9)に準ずる地方公共団体における事業を含む。）の指導員・講師を養成するための事業			
	(11) (1)～(10)を実施するに当たって必要となる周知等（本事業の実施には、本事業を実施するに当たって必要となった(1)～(10)のいずれかの事業と併せて実施することが必要。周知のための配布物を作成する場合はポスター及びチラシに限る。）			
	(12) 地域の実情に応じた自殺対策事業を実施する上で必要となる調査・研究			
	(13) 自殺予防に関する啓発（(1)の(7)及び(6)で定めるものを除く。）			

(別紙)

平成28年度

【地域自殺対策強化交付金[平成28年度](案)】

事業メニュー	事業内容	補助率
①対面相談事業	相談会(個別・総合)の実施、対面相談窓口の設置・運営、訪問相談の実施	1/2
②電話相談事業	電話、メール、SNS等による相談窓口の設置・運営	
③人材養成事業	・行政機関等の相談担当者、NPO法人・ボランティア団体等の関係団体職員、一般住民等を対象とするゲートキーパー等の自殺対策に関わる人材養成 ・上記実施に係る指導員・講師の養成	
④普及啓発事業	自殺予防に関する啓発(ただし、事業の実施に伴うものは各事業の補助率を用いるものとする。)	
⑤自死遺族支援機能構築事業	自死遺族関係団体等に対する活動等の支援	
⑥計画策定実施調査事業	都道府県・市町村計画の策定(新規策定時に限る)、検証に係る情報収集・分析等の実施	2/3
⑦若年層対策事業	若年層向けの対面相談、電話相談、人材養成、普及啓発(周知のための配布物の作成はポスター、チラシの類に限る)の各事業	
⑧強化モデル事業	既存事業にはない他の都道府県・市町村のモデルとなる先導的な事業	
⑨自殺未遂者支援事業	自殺未遂者支援に関する事業(ただし、⑩に関するものを除く。)	10/10
⑩自殺未遂者支援・連携体制構築事業	自殺未遂者支援のための医療機関等との連携体制の構築	
⑪災害時自殺対策事業	大規模な災害により自殺リスクが高まっている場合の対応、また、災害時に備えた自殺防止対策のための事業	
⑫ハイリスク地対策事業	自殺のハイリスク地(自殺多発地域)における対策の実施	